

登米市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月16日策定

登米市通学路等安全対策推進会議

1. 策定の背景・目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行ってきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、取組の基本的な進め方をまとめた「登米市通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るものとする。

2. 登米市通学路等安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、登米市通学路等安全対策推進会議設置要綱により、「登米市通学路等安全対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

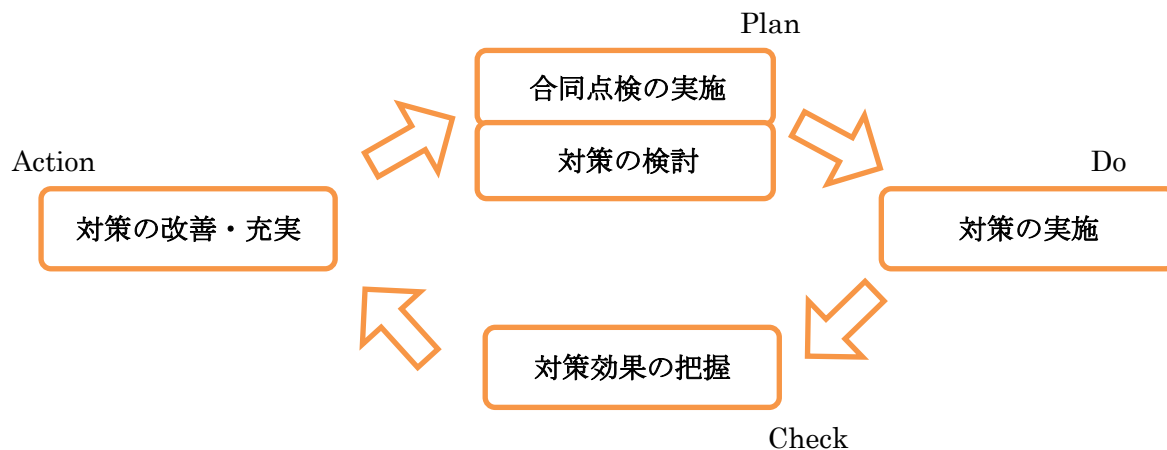
本プログラムは、この会議で検討し、策定するものとする。

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、PDCAサイクルのもと継続した合同点検と、対策実施及び対策の改善・充実を行い、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



（2）定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・年に1回実施する。
- ・実施時期は、7月～8月とする。ただし、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、必要に応じて冬期の実施を行うこともある。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施する。

②合同点検の体制

- ・学校ごとに、教育委員会、学校、P T A、道路管理者、警察等によるものとする。
ただし、必要に応じて、市所管課、自治会等の協力を要請する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施内容や時期について検討する。なお、対策については、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策に分け、適切に対応する。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施する。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 対策箇所一覧表等の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図